

業務制限の範囲について

平成24年度第2回、第3回委員会においては、登録政治資金監査人の業務制限について、以下の流れで検討を進めた。

- ・ 現行制度の確認
- ・ 業務制限に関する報道事例の紹介
- ・ 委員会におけるこれまでの議論の経緯（マニュアル改正及び「取りまとめ」策定時）の確認
- ・ 他法令の例として、政党助成法及び地方自治法における業務制限に係る規定の確認
- ・ 報道された事例の類型ごとに、論点の整理
- ・ 登録政治資金監査人アンケートにおいて記載のあった事例の類型ごとに、論点の整理

これまでの議論

国民による政治資金監査制度に対する信頼性を保つという意味からもある程度の業務制限の拡大は前向きに検討すべきという考え方と、政治資金監査が外形的・定型的に行われるものであるという性格に鑑み、職業的専門家であれば原則として誰でもよいという考え方の2つが示された。

また、前者の考え方からは、政党助成法の監査に係る業務制限を基本として拡大の検討を行うという意見が示されるとともに、後者の考え方からは国民の目線は別に意識する必要性があるという意見が示された。

検討

これまで検討してきた事例を政党助成法の監査（公認会計士法第2条第1項の監査証明業務）の考え方を当てはめた場合に業務制限の対象となりうるか否かに着目して分類した上で、それぞれの事例についてこれまでに示された意見を踏まえ更なる検討を行う。

① 政党助成法の監査における業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となりうるもの

○ 過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者等であった者に依頼

(主な意見)

- ・ 政党助成法との関係からみて業務制限を課すことに特段に支障がないのではないか。
- ・ 実現の方向で検討してよい。

※ 既に政治資金監査に関する具体的な指針において、「自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類・・・(中略)・・・について自ら政治資金監査を行うことになる場合も、政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、適当ではない。」としている。

○ 同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者に依頼

(主な意見)

- ・ 継続的な監査により、特に支障が出てくるような実例があるとは思わないし、早急に結論を出す必要があることとも思わないが、違った人がある程度の期間が経ったら代わる方が、国民の信頼が高まる感じがする。
- ・ 今の時点で議論することではなく、経過を見る必要がある。
- ・ 公認会計士の任意監査にも適用されていないこともあり、今すぐこれを適用しなくてはいけない段階ではないと思う。
- ・ 現時点では判断がつかないが、全ての県に十分な数の監査人がいるかという実際上の問題もある。

- 国会議員（他の国会議員の関係団体の政治資金監査を行うことを制限）に依頼

（主な意見）

特に意見なし。

- 国会議員の確定申告を担当している登録政治資金監査人に依頼

（主な意見）

- ・ 政党は制限がかかるのに、政治団体に制限がかからないのは理屈があるのか。公的な性格が強い政党よりも政治団体の方が政治資金監査人との密接さが強いのではないか。
- ・ 確定申告書の作成が（登録政治資金監査人と）国会議員とのなれ合いを意味すると解するのは難しいのではないか。
- ・ 税理士法でも独立性や客観性は求められているため、制限は不要ではないか。
- ・ （確定申告書の作成が登録政治資金監査人と国会議員とのなれ合いを意味するとする）理由がつかないため、制限は不要ではないか。
- ・ 政治団体に関しては公認会計士法の監査の網の中に入っていないため、政党助成法とは別個に考えてよいのではないか。

※ 報道において過去に取り上げられている。

- ② 政党助成法の監査における業務制限の考え方が当てはまらないもの

- 同一の国会議員に係る別の国会議員関係政治団体の代表者である登録政治資金監査人に依頼

（主な意見）

- ・ 現場からの声もあるため、業務制限を課すべきではないか。

また1人の国会議員を各団体が支持しているという、言わば共通項を持っているようなケースの場合に、その団体の監査人は各々ばらばらであるべきだというのが基本的な考え方。このケースは利害関係があると思われる。

- ・ 実現の方向で検討してよい。
- ・ 有資格者である政治資金監査人が監査をするのに、制限をかける理由がクリアに説明できない。
- ・ 整理がまだついていない。制限をかけることで実態的な意義が持てるのか自信が持てない。

※ 報道において過去に取り上げられている。

- 国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である登録政治資金監査人に依頼

(主な意見)

- ・ 会計責任者と国会議員との関係でみれば、性格的に同じような立場に立つため、業務制限をかけてもよいのではないか。

- ③ 政党助成法の監査の業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となりえないもの

- 国会議員本人の近親者（兄）である登録政治資金監査人に依頼
- 後援会の役員の近親者（息子）である登録政治資金監査人に依頼

(主な意見)

- ・ 実現の方向で検討してよい。
- ・ 国民目線からみて必要な規制はあるのかもしれないが、どこで線を引くのかは理屈がないため難しい。
- ・ 身内の関係は、資格者が監査を行うという前提のもとであれ

ば、現状のままでよいのではないか。2親等と3親等で全然違ってくる。

- ・ 政党助成法の規制を超えてしまうのはなかなか難しいのではないか。

※ 報道において過去に取り上げられている。

○ 献金をした登録政治資金監査人に依頼

(主な意見)

- ・ 献金と監査を利害関係で結びつけることはあり得ないので制限をかけるべきではない。
- ・ 献金をすることで利害関係があると推測することになる(が、そのような推測をすることは困難である)ので、規制強化をする必要はない。
- ・ (献金と利害関係を結びつける)理由が見つからないため、不要ではないか。
- ・ 献金をする代わりに無料で監査を請け負うなど抜け道が目に見えているのであまり意味がないのではないか。

※ 報道において最も過去に取り上げられている。

○ 国会議員関係政治団体の会員である登録政治資金監査人に依頼

(主な意見)

特に意見なし。

○ 市議会議員・県議会議員である登録政治資金監査人に依頼

(主な意見)

特に意見なし。